



福岡医発第131号(地)
平成23年 4月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻 一 良
(公印省略)

死体検案書の作成に関する留意事項について

検案医の派遣につきましては、平成23年3月28日付け福岡医発第2605号(地)にて、未収容遺体・未発見遺体の数が警察庁でも未だ全容を把握できていない状況である為、具体的活動をお願いできる状況にはない旨、お知らせしておりますが、今後、派遣要請があり、死体検案書を作成する際には下記の点にご留意頂きますよう日本医師会より別添のとおりに通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【本来の死体検案書作成について】

死体検案書には、死亡者の氏名・生年月日及び性別、死亡の年月日時分、死亡の場所及びその種別、死亡の原因となった傷病の名称等を所定の様式に記入すること。(医師法施行規則第20条)

【東日本大震災に係る死体検案書作成について】

- ・「死亡したとき」、「死亡したところ」、「直接死因」、「死因の種類」等、必要最小限の記載で差し支えないこと。(別添1)
- ・身元不詳の遺体を検案した際には、氏名等が不詳の場合は、当該記載欄に「不詳」と記載する等、記載漏れではない旨を明確にして作成すること。(別添2)
- ・現地の実情を踏まえ適宜対処すること。

小郡三井医師会より

救急医療担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

(法安 06) F

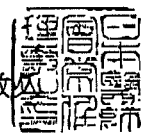
平成 23 年 4 月 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日 本 医 師 会

常任理事 高杉 敬

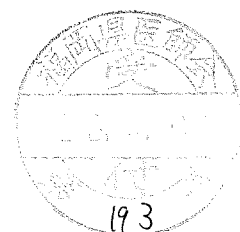


死体検案書の作成に関する留意事項について

今般の東日本大震災の発生に伴い、死体検案書の作成に関する留意事項について、厚生労働省より、岩手県、宮城県及び福島県の医療主管課宛てに標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本件は、医師法上、死体検案書には、死亡者の氏名、生年月日及び性別、死亡の年月日時分、死亡の場所及びその種別、死亡の原因となった傷病の名称等を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第 20 条）とされているところ、今回の東日本大震災に係る死体検案書の作成に当たっては、検案の迅速化の観点から、「死亡したとき」、「死亡したところ」、「直接死因」、「死因の種類」等、必要最小限の記載で差し支えないこと（別添 1）、また身元不詳の遺体を検案した際には、氏名等が不詳の場合には、当該記載欄に「不詳」と記載する等、記載漏れではない旨を明確にして作成すること（別添 2）などの留意点が示されるとともに、現地の実情を踏まえ適宜対処することを求めるものであります。

貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会管下会員への周知方につきまして、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



別添 1

事 務 連 絡

平成23年3月17日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

死体検案書の作成に関する留意事項について

今回の東北地方太平洋沖地震に係る死体検案に関し、死体検案書の作成に関する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

医師法上、死体検案書には、死亡者の氏名、生年月日及び性別、死亡の年月日時分、死亡の場所及びその種別、死亡の原因となった傷病の名称等を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第20条）とされているところであるが、今回の東北地方太平洋沖地震に係る死体検案書の作成に当たっては、「死亡したとき」、「死亡したところ」、「直接死因」、「死因の種類」等、必要最小限の記載で差し支えないので、関係県警察と適切な連携を図り、遺体の検案の迅速化に努められたい。

別添 2

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 5 日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

死体検案書の作成に関する留意事項について（その 2）

今回の東日本大震災に係る死体検案については、「死体検案書の作成に関する留意事項について」（平成 23 年 3 月 17 日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）により死体検案書の作成に関する当課の考え方を示したところであるが、今般、その他の留意事項を下記のとおりお示しするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

医師法上、死体検案書には死亡者の氏名を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第 20 条）とされているところであるが、今回の東日本大震災に係る死体検案書の作成に当たり、身元不詳の遺体を検案した際には、氏名等が不詳の場合には、当該記載欄に「不詳」と記載する等、記載漏れではない旨を明確にしていきたいこと。